▼▼▼皆さんの意見を市政に反映します▲▲▲ パブリックコメント

意見募集

次の案件について意見を募集します。ご応募いただいたご意見を考慮し、計画を策定します。
なお、後日、ご応募いただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方などを公表します。

第2次不老川生活排水対策推進計画（案）

水質汚濁防止法に基づき「生活排水対策重点地域」に指定されている、不老川流域（入間市・所沢市・狭山市・川越市）の水質改善に向け、流域4市により第2次不老川生活排水対策推進計画を策定します。

計画（案）・資料の公表　12月15日㈮から市ホームページに掲載するほか、市役所5階・環境対策課、同1階・市政情報センター、各公民館で配布

募集期間　12月15日㈮～平成19年1月15日㈪

応募方法　①意見②住所③氏名④電話番号（法人・団体の場合は、①意見②所在地③名称④代表者氏名⑤電話番号）を記入のうえ、1月15日㈪までに、市役所5階・環境対策課（〒359－8501・並木1－1－1／FAX2998－9195／Eメールアドレス9230@city.tokorozawa.saitama.jp）へ持参・郵送（当日消印有効）・FAX・Eメールのいずれかの方法

問い合わせ　環境対策課（☎2998－9230・FAX2998－9195）

第8次所沢市交通安全計画（案）

交通安全対策基本法第26条に基づき、市の陸上交通の安全に関する総合的・長期的な施策の大綱として、また、交通事故に対する不安のない安全な生活を確保するために、第8次所沢市交通安全計画を策定します。

計画（案）・資料の公表　市ホームページに掲載しているほか、市役所2階・交通安全課、同1階・市政情報センター、各公民館、所沢出張所、新所沢出張所で閲覧

募集期間　12月1日㈮～28日㈭

応募方法　原則として所定の様式により、12月28日㈭までに、市役所2階・交通安全課（〒359－8501・並木1－1－1／FAX2998－9162／Eメールアドレスa9140@city.tokorozawa.saitama.jp）へ持参・郵送（当日消印有効）・FAX・Eメールのいずれかの方法

◎所定の様式は、市ホームページから入手できるほか、市役所2階・交通安全課、同1階・市政情報センター、各公民館、所沢出張所、新所沢出張所で配布しています。

問い合わせ　交通安全課（☎2998－9140・FAX2998－9162）

結果の公表

次の案件に対する意見の概要と、意見に対する市の考え方を公表しています。

国民保護に関する所沢市計画（案）

公表期間　10月24日から約1年間

公表方法　市ホームページに掲載しているほか、市役所4階・危機管理課、同1階・市政情報センター、各公民館、所沢出張所、新所沢出張所で閲覧・配布

問い合わせ　危機管理課（☎2998－9399・FAX2998－9042）

固定資産税・都市計画税の課税に関するお知らせ

■住宅建て替え中に1月1日を迎える土地の所有者の方へ

平成19年1月1日（賦課期日）において住宅を建て替え中（未完成）の土地で、次の①～⑥の要件をすべて満たす土地については、住宅用地としての軽減措置を継続します。該当する方は申告してください。

①平成18年1月1日に住宅があったこと（住宅用地であったこと）
②平成19年1月1日に住宅の建て替え工事に着手していること
③平成19年12月31日までに住宅が完成すること
④原則として、建て替えの前後で敷地が同じであること
⑤原則として、平成18年1月1日と19年1月1日の土地所有者が同じであること（共有となっても可）
⑥原則として、平成18年1月1日と19年1月1日の住宅所有者が同じであること（共有となっても可）

■住宅用地に係る軽減措置

- 小規模住宅用地の課税標準額については、固定資産税は評価額の6分の1、都市計画税は3分の1を上限とします。
- その他の住宅用地の課税標準額については、固定資産税は評価額の3分の1、都市計画税は3分の2を上限とします。

◎小規模住宅用地とは、住宅用地のうち200㎡までの部分をいい、その他の住宅用地とは200㎡を超える部分で、家屋の床面積の10倍までの部分をいいます。

■家屋調査にご協力をお願いします

市では、平成18年中に新築・増築された家屋について、固定資産税の評価額算定のための家屋調査を行っています。

調査には、「固定資産評価補助員証」を携行した市の職員が伺います。ご協力をお願いします。

■平成19年度固定資産税（償却資産）の申告

固定資産税は、土地や家屋のほかに事業用資産（償却資産）も課税の対象となります。

市内で事業をされている方は、平成19年1月1日現在所有している償却資産について申告書を作成のうえ、資産税課へ提出してください（郵送可）。

12月20日㈬までに申告用紙が届かない場合はご連絡ください。

また、法定申告期限は1月末日（土・日曜日、祝休日の場合はその翌日）となっていますが、事務処理の都合上、平成19年1月18日㈭までに申告くださるようご協力をお願いします。

申告先・問い合わせ　市役所2階・資産税課（〒359-8501・並木1－1－1／☎2998-9068・FAX2998-9409）

所沢飛行場および航空の歴史に関する資料提供のお願い

所沢航空資料調査収集する会では、「航空発祥の地・所沢」を広く知っていただき、永く後世に伝えるために、所沢飛行場および航空の歴史に関する資料などを収集しています。

お手持ちの写真や書籍などの資料がございましたら、ぜひ、ご提供ください。

問い合わせ　所沢航空資料調査収集する会（商工労政課内／☎2998－9155・FAX2998－9162）

『いじめホットライン』を開設しました

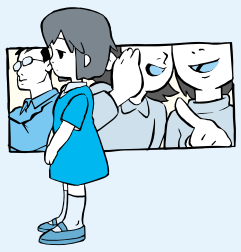

市では、これまで健やか輝き支援室と市立教育センターの相談室で、いじめ問題をはじめとする、子どもたちのさまざまな悩みに関する相談を行ってきました。

しかし、最近全国で、子どもたちがいじめ問題を理由に自らの尊い命を絶つという、悲しいニュースが続いています。

そこで、市では、いじめ問題に対する対応の一層の充実を図るため、いじめ問題で悩むお子さんやその保護者の方が気軽に相談していただけるように、いじめ問題専用の直通電話『いじめホットライン』を健やか輝き支援室に開設しました。

ひとりで悩まず、勇気をもって、まずはご相談ください。

《教育委員会・健やか輝き支援室いじめホットライン》

ひとりで悩まずご相談ください　☎2998-9099

【受付時間】平日（月～金曜日）午前8時30分～午後5時
◎年末年始と祝日を除く

【こんなとき、困ったとき、心配になったときにはお電話を！】

▶友達がいじめにあっているんですが、自分では…
▶自分はいじめられている…
▶最近、子どもの様子が変なんですが…
- 変なけがをして帰ってきた
- 学校に行くのを嫌がっている
- おどおどして落ち着かない

―――専門のスタッフが対応します―――

心理士や警察OB、指導主事などが、「いじめ」に関するさまざまな相談をお受けし、迅速な対応で問題解決のお手伝いをします。安心してご相談ください。

問い合わせ　教育委員会・健やか輝き支援室（☎2998-9432・FAX2998-9167）